

# 14 学校防災計画

## 1. 防災計画

### 第一章 総則

(目的)

第1条 この計画は横浜市立西柴中学校における防災管理の徹底を図り、火災の予防・その他の災害の予知、予防能力を身につけるとともに、人命の安全を確保し、被害を最小限にとどめることを目的とする。

第2条 前条の目的を達成するために、防災管理についての必要事項は、別に定める場合の他はこの計画の定めるところによるものとする。

### 第二章 防災管理機構

(防災対策委員会)

第3条 防災管理組織を別表の通り定める。

第4条 委員長は校長があたり、委員は防災、管理各部門の責任者をもって構成し、委員長がこれを委嘱する。

(委員会の任務)

第5条 防災対策委員会の任務は次の通りとする。

- ① 防災計画ならびにこれらの実践についての審議
- ② 防災設備の改善強化
- ③ 防災上の調査、研究、企画
- ④ 防災思想の普及と高揚
- ⑤ その他防災に関する基本対策

(委員会の開催)

第6条 委員会は定例会と緊急会の2種とする。

- ① 定例会は月1回を原則とする。
- ② 緊急会は防災上緊急事態が生じたときに、委員長が招集する。

(委員会の運営)

第7条 防災対策委員会の運営について必要な事項は、委員長の承認を得て別に定めることができる。

(防災管理責任組織)

第8条 ① 常時防災について徹底を期するため、防災管理者をおき、その下に防火責任者をおく。  
② 消防用設備、その他火気使用設備について適性管理と機能保持のため点検をする。

(自衛消防組織)

第9条 火災その他の事故発生時、災害を最小限にとどめるため消防隊を設置し、その他の編成は別に定める。

### 第三章 災害予防

(点検検査基準)

第10条 災害予防上の自主検査、消防用設備の点検基準はつぎによる。

① 自主検査

区 分	事 項	点 検 員	点 検 回 数
防災上設備	全 般	安全係	随 時
整理清掃状況	屋内・外	全 員	毎 日
火気使用設備	器具の管理	全 員	随 時
電 気 設 備	全 般	安全係	随 時
危険物関係	全 般	安全係	随 時

②消防用設備点検

区 分	事 項	点 検 員	点 検 回 数
消防・防火用水	全 般	指定業者	6ヶ月1回
防火シャッター	全 般	指定業者	6ヶ月1回
消火器・消火栓	全 般	指定業者	6ヶ月1回
出入口・非常口	全 般	指定業者	6ヶ月1回

改善を要する事項を発見した場合は、すみやかに防火管理者に報告する。

(臨時火気使用)

第11条 構内の建物内外で、臨時に火気を使用する場合は、火気責任者、防火担当防火管理者の許可を得なければならない。

(警報伝達および火気使用規則)

第12条 校内の諸設備について火災警報発令下または、その他の事情により火災発生の危険又は人命の安全上の危険が切迫していると認めたときは、防火管理者はその旨校内全般に伝達し、防火管理者その他の責任者は火気使用を禁止し、危険な場所への立入禁止を命ずることができる。

(防御)

第13条 校内外に火災その他の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため第9条に定める自衛消防組織の編成により、消火、警報避難計画により担当任務の遂行にあたるものとする。

(防災教育)

第14条 職員は進んで、防災に関する教育を受け、防災管理に努めるようにする。

(防災訓練)

第15条 有事に際し、その被害を最小限にとどめるため、防災指導、避難訓練を行う。

## 第五章 消防機関との連絡

(連絡事項)

第16条 防火管理者は、常に消防機関と連絡を密にし、より防災管理の適正を期するよう努力しなければならない。連絡事項はつぎによる。

- ① 防災計画の提出
- ② 査察の要請
- ③ 教育訓練の要請
- ④ 建物および諸設備の使用変更時の事前連絡および法令に基づく諸手続の促進、その他防災管理についての必要事項

## 第六章 付 則

第17条 この計画は平成8年12月1日より実施する。

## 2. 地震防災応急計画

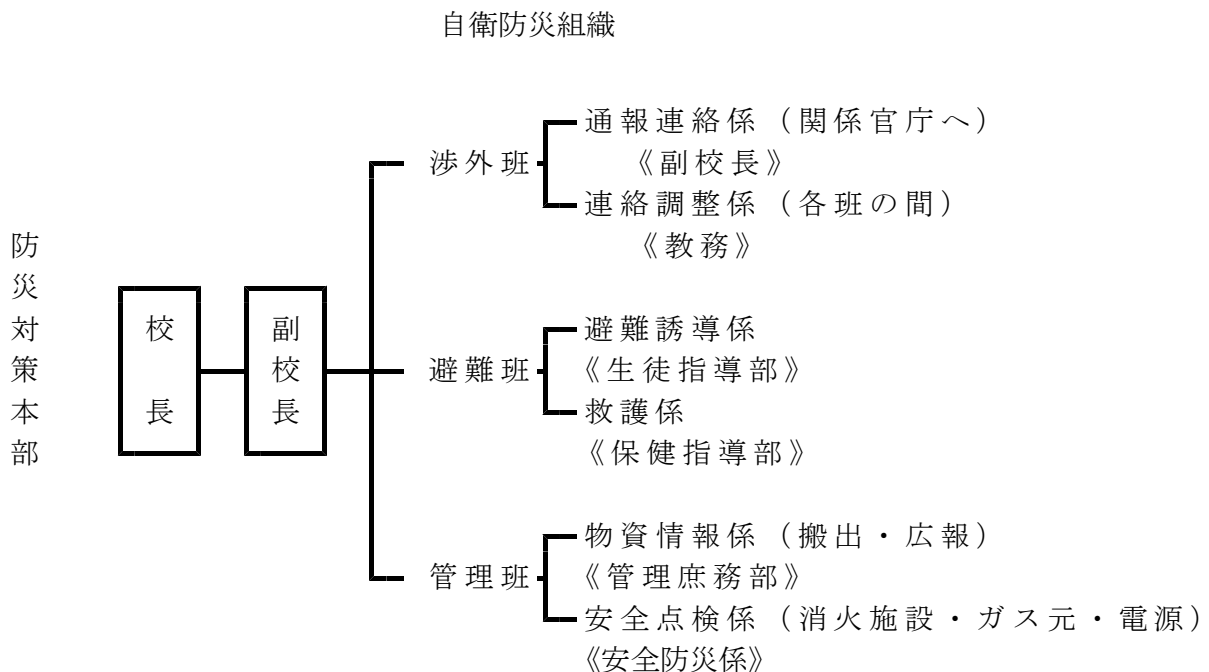
### 第一章 総 則

(目 的)

第1条 この計画は大規模地震対策特別措置法「以下大震法という」に基づく緊急宣言が発せられた場合、迅速かつ的確な地震防災措置とられ、地震による人的・物的被害の軽減を図ることを目的とする。

(自衛防災組織)

第2条 大震法に基づく警戒宣言が発せられた場合の自衛防災組織の編成は、次の通りとし、その構成員は別表の通りとする。



(防災対策本部)

第3条 非常災害および大規模地震警戒宣言発令の場合は防災対策本部を設置する。

- (1) 本部は本部長，副本部長および各班の班長をもって編成する。
- (2) 本部長は「校長」を，副本部長には「副校長」を充てる。
- (3) 本部長は地震防災対策本部に関する一切の権限を持ち，総指揮にあたる。
- (4) 副本部長は本部長を補佐し，本部長が事故もしくは不在のときはその職務を代行する。
- (5) 各班長に事故ある時は係長をもって充てる。

(班・係)

第4条 地震防災対策本部の班は本校独自の組織であり，係は非常災害時の地域の班活動と連携する。

## 第二章 情報入手・連絡

(情報入手と義務)

第5条 地震予知情報および警戒宣言発令等情報を入手した者はすみやかに校長もしくは副校長へ報告する。

(連絡)

第6条 連絡体制は別に編成する生徒の保護に関する具体的対応策により連絡する。

## 第三章 避難誘導體制

(誘導)

第7条 在校時の地震災害発生による対応はまず生徒の安全を確保し，次に消火活動にあたる。

(避難所)

第8条 学校が避難所となりうるので，生徒が学校にいて避難誘導する場合は保護者へ引き渡すまで学校に留め置く。

## 第四章 施設・設備の安全点検

(非常持出)

第9条 公簿類は耐火金庫へ，人事関係，校舎図面，配電図，ガス配管図等重要書類は金庫へ格納し安全保管の措置をとる。

第10条 緊急連絡カードを学年毎，そろえて耐火金庫へ格納する。

(施設・設備)

第11条 落下・転倒防止策を強化し通路を確保するとともに，非常用道具，薬品を再点検する。

第12条 プールを満水にする。

職員体制

第13条 学校待機の職員とその後の交代の体制を24時間制で作る。

## 第五章 必需品の備蓄

(非常時の備蓄)

第14条 非常時待機の職員・一時避難した生徒を想定し次のものを備蓄する。

備蓄品目	数量	備蓄場所	備考
救急用薬品	3袋	保健室	学年1袋
ラジオ 懐中電灯	5台 大5 小30	校長室 職員室 事務室 技術員室	電池チェックは 確保管理場所で随時
水・非常食	3日分	備蓄倉庫	

## 第6章 生徒の保護等に関する具体策

(保護・避難)

第15条 警戒宣言発令時対策として次のように扱う。

在 校 時	授業を打ち切り，原則として帰宅させる。
校外学習実施中	原則として行事を中止し，状況によって生徒を安全な場所へ誘導の上で，できるだけ速やかに帰校し帰宅させる。
登下校中・在宅時	原則として学校は臨時休業とする。

## 第七章 付 則

第16条 この計画は平成8年12月1日より実施する。

# 学校防犯マニュアル

## 不審者から生徒を守るための事項

### 【日常の対応】

- 1, 外来者については受付簿に記入してもらい、名札をつけて職員室に立ち寄り、副校長、また各職員に用件を伝えることを徹底する。
- 2, 職員については、外来者に気を配り声を掛け合う。  
「失礼ですが、どなた様ですか」「おはようございます。何先生をお呼びいたしますか」等。また生徒へも挨拶の励行を行い、不審者などの情報を直ちに職員に伝えるよう指導する。
- 3, 始業時間、授業開始前、放課後などの巡回を徹底する。
- 4, 休み時間は生徒とのふれあいはかりながら、担当学年の階にとどまる。
- 5, 学校周辺の不審者情報について警察や隣接する学校等の情報交換を密に行う。
- 6, 放課後、生徒が残留し活動するときは、活動生徒名、場所・監督者名を明示し（部活動黑板）終了時に確認、戸締まり、下校指導を行う。
- 7, 日頃から生徒の中に入り、情報を収集し危機を予測する。情報は生徒指導専任が集約する。
- 8, 校舎内の資格となる場所をなくし、施錠やガラスの破損等に気を配る。

### 【登下校時の生徒の安全確保】

- 1, 学区に地図に生徒の登下校時の通学路を記入させ、生徒の登下校時の通学路を把握する。
- 2, P T A校外委員会・職員会議において、人通りが少ない地点を掌握し、生徒に注意を促す。
- 3, 見知らぬ人から道案内を尋ねられた場合、道順を教えても
  - ①自分で案内しない
  - ②ついていかない
  - ③車に絶対に乗らない。      を守らせる
- 4, 不審者に会った場合には自分が危険であることを大声を出すなどして、できるだけ早く近くの大人に伝えるようにする。
- 5, 近くに誰もいなかったら、不審者から遠ざかる方向に逃げるようにする。（近くの民家や商店に避難することも有効である）
- 6, 安全な場所まで逃げたら警察署に通報すること。また近くにいる大人や学校にも連絡すること。
- 7, 余裕があれば不審者の特徴や、不審者が自動車等に乗っていれば、そのナンバー等を記憶や記録をしておくこと。

### 【学校開放への対応】

- 1, 開放の曜日・団体等を掲示（職員室）する。
- 2, 学校開放の際に開放部分と非開放部分を区別する。
- 3, 管理部を中心に学校施設（窓の鍵等）の点検を行い、補修を随時行う。
- 4, 警備会社との防犯作動状況の点検や連絡体制を密に行う。

### 【保護者や地域との連携】

- 1, 生徒の帰宅予定時間を家庭に周知し、遅くなった場合は学校に連絡または迎えに出るようお願いする。
- 2, 日頃より不審者への対応を各家庭で話し合うようお願いする。

- 3, 不審者情報があ会った場合、各家庭及び警察署に速やかに連絡する。
- 4, 地域の方々との連絡を取り合い、地域防犯活動の協力依頼をする。
- 5, P T A等の会議で来校した際に不審者を発見したような場合に教職員に連絡するよう、日頃から要請しておく。

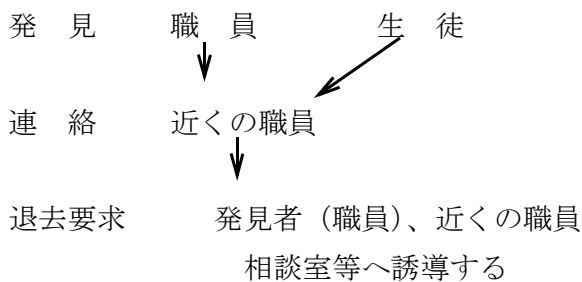
【不審者情報への対応（学校・警察連絡協議会の活用）】

- 1, 学区内で児童・生徒・保護者などから不審者の情報を得たときは、警察、近隣学校への連絡を行い、パトロールを実施する。

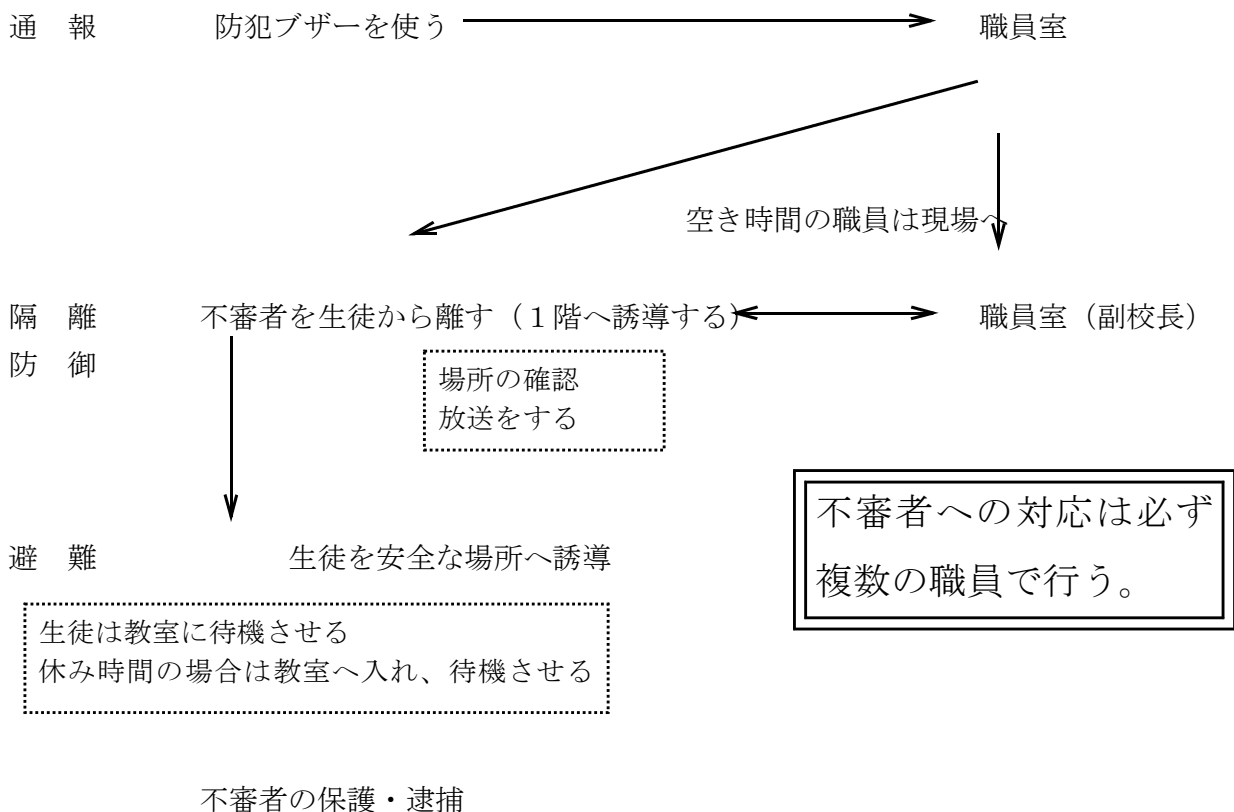
不審者が侵入したときの対応

**生徒・職員の安全確保 生命維持最優先**

- 1, 不審者の校内への侵入を発見したとき



<退去に応じなかった場合の対応>



## <緊急時の放送>

「先生方、打ち合わせを行います。〇〇へ集まってください。生徒はこれから臨時集会を行いますので放送の指示があるまで教室で待機しててください」

### 2, 不審者が凶器等を持っていた場合

- ・不審者をできるだけ刺激しないように落ち着かせると同時に警察官が現場に駆けつけるまでの間は、安全確保を第一に考える。(不審者を取り押さえることはしない)
- ・興奮している場合は周囲の状況を判断し臨機応変に対応する。  
(大声を出す。椅子等の道具で対応する。なだめる。説得する 等)

### 3, 現場に到着後

- ・不審者の状況を把握し冷静に対応する。
- ・生徒の安全確保(出入り口や壁が強固で、生徒を保護しやすい場所に避難させることが望ましい)を最優先して対応を行う。
- ・生半可なやじ馬は不審者をより興奮させる恐れがあるので極力その場から遠ざける。

### 4, 生徒の避難・誘導

- ・避難誘導は放送等の指示に従って教科担任を中心に行う。
- ・生徒が不審者に遭遇した場合
  - ①不審者についての情報を近くにいる職員の誰かに素早く伝えること。
  - ②職員からの指示があった場合は、それに従うこと。
  - ③職員が近くにいないければ、不審者から遠ざかる方向に逃げる。途中で教員に出会ったら報告し、教員の指示に従う。